

消費者被害注意報

No. 77

「無料で排水管を点検します」点検商法に注意！

～在宅が多い高齢者の被害が報告されています～

事例 「無料で排水管の点検をします。」と業者が訪ねてきた。無料なら、と思い見てもらったところ「ひびが入っていて、排水が漏れている。交換しないと土台が腐ってしまう。」と言われた。

「通常60万円だが、今日契約すれば半額で工事を請け負う。」と急がされたため契約してしまった。



《相談員のアドバイス》

- ・「無料で点検」などと言って訪問し、点検後に消費者の不安をあおり、工事などの契約を結ばせる手口です。安易に業者を家に入れないようにしましょう。
- ・「今日契約すれば半額」などと言われても、その場で契約することは控えましょう。家族や周囲の人と相談する、他の業者からも見積りを取る等、工事が本当に必要か、金額が適正かを冷静に判断する必要があります。
- ・排水管のほか、布団や浄水器、住宅設備（屋根、雨水ます等）の点検にも気をつけましょう。

見守りのポイント



- 突然見知らぬ業者が「〇〇を無料で点検する」と訪問した場合は、注意が必要です。
- 見慣れない業者が頻繁に出入りしている場合などは、次々と高額な契約を結んでいる可能性があります。周囲の人が声をかけ、話を聞いてみることも大切です。
- 契約後や工事完了後でもクーリング・オフができる場合があります。また、業者の勧誘方法によっては契約の取り消しができる場合もあります。消費生活センターにご相談ください。

商品・サービスの契約トラブルは千葉市消費生活センターへ！

相談専用電話 ☎043-207-3000

※月曜日～土曜日9:00～16:30※祝日・年末年始は除く